

野 口 伐 名

学位の種類 教育学博士

学位記番号 教 第 29 号

学位授与年月日 昭和 5 9 年 3 月 7 日

学位授与の要件 学位規則第 5 条第 2 項該当

学位論文題目 井上毅の教育思想

論文審査委員 (主査)

教授 荒 井 武 教授 小 林 政 吉  
助教授 沼 田 裕 之 助教授 木 村 力 雄

論 文 内 容 の 要 旨

1. 本論文は、明治憲法、軍人勅諭、教育勅語等の起草を通じて、明治国家の機構の形成に従事し、また文部大臣として国民教育の普及発達に努めた井上毅の教育思想について、その本質が「国体教育主義」思想として特徴づけられること、およびその理由、内容を解明するとともに、この「国体教育主義」思想の井上毅における形成、確立およびその実践的展開の過程を研究し、それを通して、日本の近代化と教育との関係の考察にひとつの照明を与えようとするものである。
2. 論文の構成は、次の通りである。

序 章 問題の所在

第一章 思想的基盤の形成

第一節 必由堂の教育

第二節 木下塾の学問と教育

第三節 藩校時習館居寮生時代

第四節 フランス学の研修と安井息軒の三計塾

第五節 欧州視察旅行

第二章 井上毅における国体教育主義の形成

第一節 問題の所在

第二節 元田永孚の儒教的教學思想と井上毅の開明性

第三節 自由民権運動に対する井上毅の保守性と国体教育主義の萌芽

第四節 ドイツ国家主義への傾倒

第五節 井上毅のキリスト教観と国体教育主義

### 第三章 教育勅語と井上毅

第一節 問題の所在

第二節 中村正直の教育勅語観と井上毅

第三節 元田永孚の教學思想と井上毅

第四節 井上毅の国体教育主義と教育勅語

### 第四章 文部大臣井上毅の文教思想

第一節 井上文相の教育思想

第二節 幼児教育観

第三節 中等教育観

第四節 女子教育観

第五節 実業教育観

### 結 語

3. 日本の近代国家体制と国民教育の確立に貢献した井上毅については、これまで、教育勅語の起草者や文部大臣としての井上毅の研究に限定されてきた嫌いがあり、彼の教育思想の全体について、その統一的な解明を試みる研究は皆無に近かった。著者は、序章において、このような先行研究の状況を概観しつつ、本論文の主題が、たんに教育勅語の起草時や文部大臣時代の井上の教育思想だけでなく、いわゆる開明派官僚として明治政府の主要な政策決定に直接的・間接的に参加した井上が、官僚としての制約の中で折々に表明した見解をも含めて、さらに青少年期における思想形成の基盤にまで遡って、井上の教育思想の全体を、その形成、確立、展開の過程を通じて、統一的に解明すること、およびそれを通して、明治国家における政治と教育の本質的な関係を理解するひとつの手懸かりをうることに、あると論定する。

第一章においては、井上毅の教育思想形成の基盤となった要因として、(1) 肥後熊本藩における学問と教育、(2) フランス(語)学の修学と安井息軒の思想的影響、(3) 欧州視察旅行の三つの問題が注目され、それぞれについて、先行研究を参照しつつ詳細に論述される。すなわち(1)については、10歳から必由堂で長岡監物から明徳の実学と水戸学的思想を、次いで木下塾で木下犀潭から経国済民の実学的思考方法、為学の方法・態度を学んだ

経緯およびその内容について、また藩校時習館居寮生時代には、主流であった「訓詁詞章の学」としての朱子学に対してつねに批判的態度をとりつつ「経世有用の実学」を学んだことについて論述され、ここで育成された実学的思考が、後年の井上の思想と行動の主要な基盤のひとつとなっていることが指摘される。また(2)については、時習館退寮後の井上が学んだフランス（語）学と安井息軒の三計塾における学習を契機として、井上の関心が漢学から西洋の学問や教育に向うようになり、それがやがて井上が近代国家における法治主義をいち早く理解して、開明派官僚として成長する素地となったこと、および井上の「国体教育主義」形成のひとつの要因となったキリスト教排斥の態度は、安井息軒の強い影響であることが論述される。さらに(3)については、井上が欧州視察旅行において、ボアソナードやワンゼロン等を通して学んだ近代的な人間観、政治観、法律観等が、井上の開明的思想の陶冶に、また彼の教育行政観や教育観の形成に、大きな影響を与えたこと等について論述される。

第二章においては、まず井上の「国体教育主義」の形成にとって主要な契機となった三つの問題、すなわち、(1) 元田的教学思想の否定と自由民権運動との対決、(2) 井上のドイツ国家主義への傾倒、(3) キリスト教との対決の問題が考察され、次に「国体教育主義」思想の特徴が解明される。(1)については、明治政府発足初期の二つの反政府運動すなわち元田永孚の天皇親政運動と板垣退助等の自由民権運動との間にあって、井上は、前者に対しては、政教一致の教学思想に基づく国教論を否定することによって自らの開明性、近代性を証示するが、後者に対しては「徒に政府の施策を破壊し、秩序を混乱させる敵」とみなすことによって、その開明性、近代性の限界を露呈する経緯が述べられ、この二つの運動との対決の過程で、彼の「国体教育主義」が次第に醸成されてゆくことが明らかにされる。(2)については、まず『国権論緒言』、『政党論第二』、『教育議』、『進大臣』等における井上の所説の分析・検討を通して、国情の類似性への親近感、シュルチュ国権論（主権在君論）の是認によるドイツ（プロシヤ）の国家体制への関心、その新興国としての発展に対する驚異等によって、井上が次第にドイツ国家主義に傾倒してゆく過程が詳述され、次にいわゆる「明治十四年の政変」における井上の役割およびこの政変を契機に生じた明治国家のドイツ型立憲君主体制への転換やこれにともなう行政機構、教育体制等の再編成の動向およびそれへの井上の「高級参謀」としての参加の経緯が証示され、これらを通して、井上の「国体教育主義」が、次第に内容的に確定されてゆくことが、論定される。(3)については、まず『沼山対話』、『儒教を存す』、『故森文部大臣の教育主義』等の所説の検討を通して、井上はキリスト教が、西欧の近代国家においては国民形成の「教化の元素」として国家の秩序や道徳の根源となり、国家の「機軸」となっていることは認

めるが、それを我が国の国家確立の「機軸」として採用することは出来ないと考えたこと、むしろ我が国の国家体制にそぐわないものとしてキリスト教の排斥に努めたこと、およびその理由等が考察される。次に、著者は、井上が西欧社会におけるキリスト教の役割に相当する国家の「機軸」として、「国体」をとりあげるにいたる経緯、および小中村清矩、小中村（池辺）義象等が井上の「国体」研究に与えた影響等について詳細に論及する。そして、以上の考察を通して、著者は井上の「国体教育主義」思想は、井上の教育勅語起草の時期迄にはすでに成立していたとし、その特徴を『言霊』、『儒教を存す』、『紫宸会主旨』等の所説を援用して、大要次のように論定する。すなわち「国体教育主義」とは、国民の精神的統合をはかるために「国体」を国民形成の「教化の元素」として、教育の基礎に据えることを教育上の第一の主義とするものであること、そのさい「国体」とは「うしはく」（領有、占領）ではなく「しらす」（精神的同化）を肇国の原理とし、統治の理念とする万世一系の天皇を中核とする歴史的伝統的な日本固有の国家の形質を意味し、「万国に類のない所の優美なる国産」として、「人民護国ノ精神」や「忠武恭順ノ風」を涵養する本源となるものであることとするのである。

第三章においては、まず井上毅が「教育勅語」の起草に直接参画した事由とその思想的背景についての考察が試みられ、次いでそれを通して、井上の意図が明治天皇制国家体制における国民形成に、すなわち国民教育の精神上的機軸ないし基礎としての「国民教育主義」の確立にあったことが解明される。

著者は、まず政教分離の観点から「教育勅語」の渙発には消極的であった井上が、政治上の勅語や軍事教育上の勅諭と同じでないことを条件として賛成するようになった外的な事由としては、主として徳教の早急な確立が地方官の重要問題、ないし自ら法制局長官の地位にあった山県内閣の最も重要な課題と判断したこと、また自ら起草にあたった内的事由としては、(1) 文部省案の背景にはキリスト教的色彩の濃い中村正直の宗教的教育思想があり、これを認めることができなかったこと、(2) 儒教主義的な元田永孚の政教一致の教学思想に対して、井上が強い警戒心をもっていたこと、(3) 明治国家体制における国民形成に深い関心をもっていた井上の中で、この時点にはすでに自己の教育主義、すなわち「国体教育主義」が確立していたこと等を指摘する。次に著者は、明治憲法第一章第一条「大日本帝国ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス」は、井上の憲法草案初稿の「日本帝国ハ萬世一系ノ天皇ノ治ス所ナリ」と同義であり、これは「国体上に憲法政治の適合する研究」に全力を注いだ井上の研究成果が最も集約されたものであること、また井上は、国民教育の目的は人心の帰一による国家の独立と「教育富国」にあり、その実現のために、教育は、「其国の言語、其国の歴史に基かねばならぬ」と確信していたこと等の指摘を通して、別

箇に企画され、また異質の伊藤と山県とによって成立せしめられた明治憲法と教育勅語とは、いずれも本質的にみて、井上の「国体教育主義」思想の具体化であったことを論証する。

第四章においては、文部大臣としての井上毅の文教思想について、考察が加えられる。著者は、まず井上文政の最も重要な事績は、森有礼の死によって中断した明治国家の教育体制の整備、確立、とくに中等教育、女子教育、実業教育制度等の整備、確立を図り、それを事実上ほぼ完成したことであること、そのさい井上文政の基調となっていたのは「国体教育主義」と「教育富国」観ないし教育の実用主義および対外的危機意識であること、および文教政策の具体的な実施においては、つねに国民教育の普及発達と教育の実用化という観点が中心となっていたこと等を指摘し、次に井上の (1) 幼児教育観、(2) 中等教育観、(3) 女子教育観、(4) 実業教育観について、それぞれ具体的な考察を試みる。すなわち(1)については、幼児教育は井上文政の直接の対象にはなっていないが、井上はこれに深い関心をもっていたこと、およびそこでは幼児教育が、天皇の教育における慈恵的平等主義の立場から、また女子教育(子守教育)との関連において考察されていること等が指摘される。(2)については、著者はまず井上文政の中等教育に関する文教施策が、中等教育機関の整備、確立と制度化の礎石を構築し、後の中等教育制度の発展に大きく寄与したことを指摘し、次に井上の中等教育改革構想の中心が、主として① 国民教育の普及発展をめざすこと、② 中等教育の実用化をはかること、③ 愛国心を育成することにあったことを論定する。(3)については、著者はまず井上文政の女子教育に関する事績は、教育行政史的には、初等教育における女子の就学督励(裁縫科の設置)と女子の中等教育機関(高等女学校)の確立と制度化の二点にあることを指摘し、次に井上の女子教育構想について① 教育の普及発達、② 良妻賢母の育成、③ キリスト教主義教育への対応という視点から考察を加える。(4)については、まず井上の実業教育政策の根本問題は、「国力の涵養」にあったこと、そのさいとくに工業教育が重視されていたことが指摘され、次に井上が実業教育の振興に深い関心をもつにいたった思想的背景について、① 井上が早くから科学技術教育ないし実業教育の重要性と必要性について深い認識をもっていたこと、② 井上が実業教育振興政策を展開する上で、手島精一、寺田勇吉、小山健三等、わが国の実業教育の推進者の思想的影響をうけていること、③ 井上が実業(教育)の目的と陸海軍の目的を国家富強の両輪であると考えていたこと、の三つの視点から考察が加えられる。

## 論文審査結果の要旨

本論文は、井上毅の教育思想を全体的、統一的に解明することを主要な目的としており、それは、ほぼ達成されているといえる。しかし、本論文には若干の不備と未熟が指摘される。たとえば、(1) 井上毅の思想や行動が概して肯定的に捉えられていて、そのもつ時代的制約性や問題点等についての著者自身の見解が必ずしも十分には明らかにされていない。これは、井上の思想の形成、確立、展開過程をできるだけ正確に追究しようとする著者の基本的態度に基づくものであり、それなりの意義が認められるが、思想解明を主要な目的とする本研究においては、著者自身の井上解釈をより鮮明に打出したほうがよかったのではないか。(2) また、本論文の主要な主題のひとつである井上の「国体教育主義」の解明においては、森有礼の国家主義や太平洋戦争期のいわゆる超国家主義との関連や異同等の検討も加えればその性格がより明確になったのではないか。前者については若干試みられているが、必ずしも十分とはいえない。(3) さらに本論文では、井上の教育思想の考察が中心であるにも拘らず、とくに第四章においては、思想史的研究と制度史ないし政策史的研究の仕分けが十分整理されないまま雑然と叙述されている嫌いがあり、この点により慎重な配慮が望まれる。(4) その他、フランス学の研修と井上の思想形成との関係、井上のドイツ国家主義に対する理解の内容と程度、井上のキリスト教排斥の理由等の叙述が、やや不十分であること、井上の初等教育観の考察が欠落していること、またところどころに冗長な叙述や叙述の反復がみられること等の難点がみられる。

しかし、それと同時に、本論文にはいくつかの優れた特色がみられる。井上毅は、明治国家の三本の支柱といえる「明治憲法」、「教育勅語」、「軍人勅諭」の起草と完成に従事し明治国家の外形的な国家機構の制作とそれを内面的、精神的に支える国民形成（教育）の問題解決に多くの努力を注ぎ、多大な足跡を残したが、彼の教育思想そのものの研究は、信頼すべき伝記的研究さえまだ完成されていないこともあり、従来きわめて不十分であった。彼についての先行研究は、概して教育政策史あるいは学制改革に主眼がおかれており、散見される彼の教育思想に関する叙述も、いわば人物評伝の枠内で、部分的・断片的になされているに過ぎない。このような井上研究の状況に対して、著者ははじめて、井上の教育思想そのものの解明を主たる研究対象とし、その本質が「国体教育主義」にあること、およびその形成、確立、展開の過程を、彼の全生涯にわたって克明に追究し、解明しようとしている。しかも、そのさい著者は、井上自身の著述はすべて、書簡、日記、演説、その草稿等をも含めて精細に検討するとともに、主要な先行研究はもとより、評伝や雑誌、新聞等に所載の井上に対する評論等をも含めて、夥しい資料を忠実に解釈し、井上の教育思想を可能な限り全体

的、統一的に究明しようとしている。そして、著者のこのような意図は、本論文において、相当程度実現されており、著者の努力とその成果は、十分に評価されてよい。とくに井上の教育思想の形成基盤となった青少年期の教育および「国体教育主義」が井上の中でしだいに醸成、確立してゆく過程の叙述は、従来の井上研究に対して、多くを加えるとともに、将来の研究に対しても、より確かな基盤となるものと思われる。

以上を総合すると、本論文は若干の不備にもかかわらず、周到・精密な井上毅の教育思想の研究として、またそれを通して、近代日本の教育思想の解明に新たな照明をあてることに成功した意味深い試みとして、教育学博士の学位を授与するに十分な資格があると認定される。